



平成 30 年（行ウ）第 93 号、同 98 号ないし第 104 号
国籍確認等請求事件

原 告 原告 1 外 7 名

被 告 国

準備書面（8）

2019年10月10日

東京地方裁判所民事第2部A係 御中

原告ら訴訟代理人

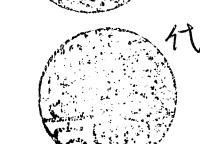
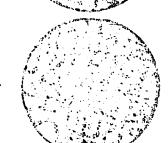
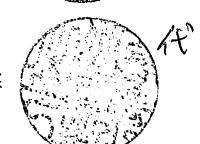
弁護士 近藤 博 徳

弁護士 植名 基 晴

弁護士 富増 四 季

弁護士 仲 晃 生

弁護士 仲 尾 育哉



第1	はじめに	3
第2	国籍の意義に関する被告の主張は片面的であること(被告準備書面(1)第2、1及び2(4頁乃至9頁)に対する反論)	3
1	被告の主張	3
2	被告の主張の限界	4
第3	国籍法11条1項の「国籍変更の自由の保障」という立法目的について	5
1	旧国籍法時代からの立法目的の変遷について(被告準備書面(1)第3、2、(3)、ア(20頁乃至22頁)に対する反論)	5
2	旧国籍法20条	6
3	改正前現行法8条	9
4	小結	11
5	法11条1項の「国籍変更の自由の保障」という立法目的に関する原告の主張に対する被告の反論について	11
(1)	被告準備書面(1)21頁に対する反論	11
(2)	被告準備書面(1)22頁に対する反論	12
第4	「複数国籍の防止解消」の立法目的の具体的な内容(被告準備書面(1)第3、2、(3)、イ(22頁乃至24頁)に対する反論)	15
1	立法目的の存在とその必要性の強弱	15
2	国籍法が採用する複数国籍解消制度の具体的な内容	16
3	ストラスブルール条約について	20
4	国籍法抵触条約について(原告ら準備書面(1)参照)	22

第1 はじめに

本書面において原告らは、我が国の国籍法の立法政策に関して、国籍法11条1項の立法目的であると被告が主張する「国籍変更の自由の保障」について原告ら準備書面（3）を補充し、「複数国籍の防止解消」について同準備書面（1）を補充し、もって被告準備書面（1）に対する反論を行う。

第2 国籍の意義に関する被告の主張は片面的であること（被告準備書面(1)第2、1及び2（4頁乃至9頁）に対する反論）

1 被告の主張

被告は、国籍の意義について「国籍とは、国家の基本的な要素の一つである国民の範囲を画するものであり、個人を特定の国家に帰属させる法的紐帶ともいい得る。個人は、国籍を有することによって、国民共同体としての国家の構成員となり、国民主権国家においては主権（統治権）の保持者となるとともに、当該国家の主権に服することにもなる。」と述べる（4頁）。また、「国籍を国家と個人との関係における相互の権利義務の関係を基礎とした資格と位置づける考え方は、決して古典的な過去の考え方ではない。」（同5頁）、「国籍は国家の構成員となるための資格であって、いわば包括的な身分というべきものである。」（6頁）、「個人が当該国家の国籍を有する限りにおいて、このような具体的な法律関係の淵源たる当該国家の永続的で属人的な統治権に服することは、国籍概念に共通する理解であって（永久の服従義務=Permanent obedience）、個人は、ある国家の国籍を保有することにより、所属する国家の領域内にあるかどうかにかかわらず、所属する国家の統治権に服することになるのであり、これが正に国籍の本質的属性というべきものである。」（6頁～7頁）等々と主張する。

2 被告の主張の限界

被告が主張する上記のような国籍概念は、それ自体誤りではない。むしろ国民と国家の関係に関する古典的な理解であると言えよう。

しかしながら、上記のような被告の主張は、あくまで一国の国内における、国家と国民の関係について述べるものである。

これに対して、本件は複数国籍に関する問題が問われている事件である。そして複数国籍は、上記のような国家の対人主権の衝突によって発生するものであり、複数国籍の発生は国家主権の必然的な帰結であって、その発生を回避し、あるいは完全に解消することが不可能であることは、既に述べた通りである。被告の主張は、正に「主権尊重の原則」あるいは「国内管轄の原則」に則ったものであるが、複数国籍の当事国同士がこのような主張を互いに繰り返すだけでは、複数国籍に関する問題が何ら解決しないことは、今日では常識となっている。

複数国籍をめぐる議論は、複数国籍の発生を回避し、又はこれを完全に解消することが不可能であるとの共通認識の下で、まずはどのように複数国籍を少しでも解消していくかという議論から始まった。その後そもそも複数国籍を解消する必要性（すなわち複数国籍の弊害とされるもの）についての具体的な検討がなされるようになり、その結果複数国籍の弊害がこれまで言っていたほど重大な問題ではないことが徐々に明らかになった。そして近時では、さらに複数国籍を認めることの個人・社会及び国家にとってのメリットについても論じられるようになった、というのがこんにちの状況である（これらについては本書面以降の準備書面においても必要に応じ隨時指摘していく）。

このような議論の状況の中で、いくら一国内の国家と国民の関係を論じても、複数国籍の問題に関する解決の糸口は何ら見つからないばかりか、複数国籍の問題を認識することすら不可能である。事実、被告準備書面(1)第2、1及び2における被告の主張からは、「複数国籍は国家主権の本質に反する害悪であるから排除するべ

きである」という結論以外は見いだせないのであり、被告自身が行っている、複数国籍の存在を前提とするその後の主張とも大きく齟齬している。

このように、被告が準備書面(1)第2の1及び2で行っている、国籍の意義に関する主張は、本件の解決に当たっては全く無意味・無益な議論であり、むしろ複数国籍の問題に対する正しい理解と思考を妨げるものと言わざるを得ないものである。

第3 国籍法11条1項の「国籍変更の自由の保障」という立法目的について

1 旧国籍法時代からの立法目的の変遷について（被告準備書面(1)第3、2、(3)、ア（20頁乃至22頁）に対する反論）

被告は、国籍法11条1項の立法目的は「国籍変更の自由を認めるとともに、国籍の積極的抵触（重国籍の発生）を防止することにある」と主張する（答弁書37頁、被告準備書面(1)20頁）。また、「旧国籍法20条は、国家は個人の意思に反して自国の国籍を強制すべきでないという国籍自由の原則の発現であるとされて」おり（被告準備書面(1)10頁、21頁）、同条を「踏襲した法11条1項もまた、国籍の自由の原則、すなわち、国籍変更の自由の保障を基礎に置いていることは明らかである。」（被告準備書面(1)21頁）と主張する。

そこで、旧国籍法20条、1950（昭和25年）制定・1984（昭和59）年改正前の現行国籍法（以下、「改正前現行法」という）8条、そして1984年改正後の現行国籍法11条1項のそれぞれの立法目的の具体的な内容を、当時の国籍法制における他の制度との関係も考慮しながら検討する。

結論から言えば、旧法20条の「国籍自由の原則」という立法目的は、旧国籍法が一般的な国籍離脱の自由を認めていないことを前提とした上でのみ存在意義を有するものであった。これに対して、国籍離脱の自由が憲法上保障された現行国籍法下では、旧法20条を引き継いだ改正前現行法8条には国籍変更の自由を保障するという役割ないし機能は不要となり、原告ら準備書面（3）14頁以降

で述べた、田代有嗣教授が指摘する限定した場面でのみ、国籍変更の自由の保障に資するものとなつたのである。

2 旧国籍法20条

(1) 原告ら準備書面(3)7頁で説明したとおり、旧国籍法20条の提案理由の中には、「国籍変更の自由の保障」という意図は皆無である。そして、明治憲法下の旧国籍法においては、国民の自由な国籍離脱はそもそも認められていなかつた。このことを考えれば、旧法20条が国籍変更の自由の保障をその立法目的としていなかつたことは当然といえる。

その後、この旧法20条について国籍変更の自由の保障と関連づける説明が登場したが(乙18(3頁～6頁)。なお、同文献は昭和13年発行である)、これは在米日系移民の処遇が政治問題化し、国籍自由の原則への関心が日本国内で生じたのが契機であったと考えられる。国籍の剥奪は許されないとする憲法学説の登場(美濃部達吉、甲72(45頁)参照)が影響した可能性もある。この憲法学説に対応するには、旧法20条を国籍剥奪の規定ではないと説明する必要があるからである。

いずれにせよ、旧法20条の立法目的に国籍変更の自由の保障が当初から含まれていたわけではなく、ある時点以降、同条の効用として国籍自由の保障を挙げる説明が登場した。とはいえ、新たな説明方法の登場によって旧法20条の適用場面や適用対象に変化が生じることはなく、実務に変更がもたらされたわけでもない。それゆえ、このような説明の登場をもって旧法20条の立法目的が事後的に追加変更されたとするのは、論理的とは言い難い。

ただ、国籍変更の自由の保障が旧法20条の立法目的に事後的に追加された(あるいは同保障が立法目的として事後的に“発見”された)と仮定したとしても、この新たな立法目的(国籍変更の自由の保障)は、現行法11条1項には承継されない。理由は、以下の通りである。

(2) 旧国籍法においては、本人の意思のみによる日本国籍の離脱は認められていなかった。

代わりに、本人の意思を契機としましたは反映して国籍離脱を認める以下のようないくつかの制度が設けられていた。

- ① 旧法20条 外国籍を志望取得した者の日本国籍の喪失（1899年）
- ② 旧法20条の2第2項 外国で生まれたことにより外国籍を取得した日本国民の志望による日本国籍の離脱（1916年改正により追加）
- ③ 旧法20条の3 20条の2第1項の外国以外の国で生まれたことにより外国籍を取得した日本国民の志望及び法務総裁の許可による日本国籍の離脱（1924年により追加）

このように、自由な国籍離脱が認められていない法制下にあって、旧法20条は国籍離脱に直接向けられたものではないにしても、本人の意思を契機として国家による許可を要せずして日本国籍の離脱を認める数少ない制度の一つとして存在していた。

(3) 旧法の時代には、こんにちよりも「国籍は一人の人間につき唯一つのみであるべきである」という国籍唯一の原則（国籍の積極的抵触の防止）の要請が国際的にも高いものと受けとめられており、旧法においても複数国籍の防止に配慮する規定があった（父系優先血統主義に関する1条及び補充的規定として母系血統による国籍取得に関する3条、帰化における原国籍離脱に関する7条2項5号、外国籍の当然取得による日本国籍の喪失に関する18条・19条・23条等）。

特に、外国人との婚姻、養子縁組及び外国人親からの認知による外国籍の当然取得によっても日本国籍を喪失するとされていた（上記旧法18条・19条・23条）ことから、志望取得の場合に限らず、「外国籍を取得した者は日本國

籍を失う」という国籍法上のルールが、現行法におけるよりも明確に存在していたことが分かる。

(4) また、旧法が施行されていた当時は国際的な人の移動はそれほど多くなく、一人の人が一生の間に複数の国に生活の本拠を有したり、生活の本拠を移動させることは、外交官のようなごく一部の特殊な立場の人を除いて想定し難かつたため、外国籍を取得し外国で生活する者はその後の一生をその国で送ることを予定し、また一般的にも外国籍を取得し外国で生活する人はもはや日本には戻らないもの、従ってもはや日本国籍は不要なものとして扱われることに抵抗が少なかったものと推測される。このことは、旧国籍法20条の提案理由が外国籍を志望取得した者について「強ヒテ之ヲ日本人ト為シ置クモ」日本に益がない(甲17(66頁～67頁))、と述べているところからも明らかである。

(5) これらのことから、自己の志望によって外国籍を取得した者は、外国籍を取得した者として日本国籍喪失の対象となることに加え、むしろ自分の意思によって日本を離脱し外国に帰属することを選んだものとみなすことはごく自然なこととされ、その者の日本国籍を失わせることは、むしろ本人の意思による日本国籍の離脱を認める制度と位置づけられたものと理解される。

(6) 以上の通り、旧国籍法が一般的な日本国籍の離脱の自由を認めず、かつ外国籍の取得による国籍喪失という厳格な複数国籍防止制度を採用していた中で、同法20条が外国籍の志望取得を理由に日本国籍を喪失させるものであったことから、本人の意思によって外国籍を取得し日本国籍を離脱することを容認する制度、つまり「国籍変更の自由を保障した制度」と位置付されることになったものである。被告の「「自己の志望によって」外国国籍を取得した者については、国籍変更の自由を保障している以上、重国籍防止の見地から、当然に従来の国籍を放棄する意思があるとみるべきであ」るとの主張(答弁書37頁)は、まさに旧国籍法20条の立法趣旨を適切に説明したものということができる。

(7) 被告が準備書面(1)10頁で引用する乙18・3頁では「他面、個人の見地から見れば、國家が欲せざる者に国籍を強制することは決して望ましいことではなく、或る選択の可能性が個人に認められなければならない。『国籍変更自由の原則』とか『国籍非強制の原則』として知られるものが即ち之である。」とし、同6頁は「(2) 国籍自由の原則の承認 外国人の帰化を許し(国籍七条一一二条、一四条)、外国帰化に依る国籍喪失を認め(国籍二〇条)、大正五年以来国籍離脱制度を設け(国籍二〇条の二、二〇条の三)、更に日本人たりし者に国籍回復の道を開いているのは、(国籍二五条、二六条)、即ちこの原則の発現である。固より国籍変更は絶対に自由なるものでは決して無く、一定の制限に服していること言う迄も無い。」としている。

ここでは、外国籍を志望取得した者は日本国籍を離脱し外国に帰属することを選んだ者である、との前提に立っており、その上でそのような者の日本国籍を喪失させることはむしろその者の国籍の移動の自由を保障するものとしているのである。

ただし、一般的な国籍離脱の自由が認められていないことがその前提となっていることはいうまでもない。

3 改正前現行法8条

(1) 旧法20条は、文言を口語体に変えたほかは、内容を全く変更せずに、改正前現行法8条に移行して存続した。

他方、憲法22条2項は、本人の意思のみによる日本国籍の離脱の自由を保障し、これを受けて改正前現行法10条は届出のみによる日本国籍の離脱を規定した。

このように、憲法及び国籍法によって、一般的な日本国籍の離脱の自由が認められたため、旧法20条の2第2項(外国で生まれたことにより外国籍を取得した日本国民の志望による日本国籍の離脱)や同20条の3(旧法20条の

2第1項の外国以外の国で生まれたことにより外国籍を取得した日本国民の志望及び法務総裁の許可による日本国籍の離脱)のような個別の場面における国籍離脱の規定は不要となり、廃止された。

(2) 旧法20条についても、外国籍を志望取得した者が日本国籍の離脱を希望する場合には、いつでも改正前現行法10条によって日本国籍を離脱することが可能となった。つまり、いったん外国籍を取得して複数国籍となった後に改正前現行法10条によって日本国籍を離脱するという方法によって、その者の「国籍変更の自由」を保障することが可能となったのである。

したがって、旧法20条の「国籍離脱の自由を保障した制度」という立法目的は、現行法ではもはや当てはまらないものとなった。

(3) ただし、現行法制定時も複数国籍防止の要請は国籍立法の一つの重要な指針とされ、そのための立法政策が採用された（父系血統主義、帰化における原国籍離脱要件、国籍不留保による日本国籍喪失、等）。改正前現行法8条も、複数国籍の発生を防止する制度としての意義は依然有していた。

なお、改正前現行法では、旧国籍法にあった、日本国籍の当然取得の規定（旧法5条1号乃至4号、13条、15条等）及び外国籍の当然取得による日本国籍の喪失規定（旧法18条、19条、23条等）は、家制度に由来し、本人の意思を無視して国籍の得喪を生じさせる点で憲法24条の個人の尊厳と両性の本質的平等に反するものとして廃止された。これに対して旧法20条が改正前現行法8条として存続したのは、憲法が国民主権原理や基本的人権尊重原理、「個人の尊重」原理（原告ら準備書面（4））を採用したことの意味や効果がまだ十分に理解されるには至っていなかったうえ、外国籍を取得する意思を日本国籍を離脱する意思と同視する社会通念が存在したからであると解される。そのような社会通念は、現行法制定時も旧法時代に引き続き国際的な人の移動がそれほど活発ではなかったことに裏付けられていたものと推測される。

4 小結

以上の通り、旧国籍法20条に「国籍変更の自由の保障」という立法目的が追加的に含まれるようになったとしても、それは、一般的な国籍離脱の自由を認めず、かつ外国籍の取得がその理由を問わず日本国籍喪失の原因となっていたという条件下において、はじめて立法目的として成り立つものであった。そして現行憲法22条2項が国籍離脱の自由を保障し、国籍法が国籍離脱規定を設けた時点で、「外国籍の志望取得による日本国籍喪失」の制度が国籍変更の自由を保障するという関係はなくなり、わずかに限定された場面（原告ら準備書面（3）15頁以下参照）においてその機能を果たすに過ぎなくなっているのである。

5 法11条1項の「国籍変更の自由の保障」という立法目的に関する原告の主張に対する被告の反論について

（1）被告準備書面（1）21頁に対する反論

被告は、乙18・57頁の記述を引用し、旧法20条が国籍変更の自由の保障を基礎に置く規定である以上、同規定を踏襲した改正前現行法8条も国籍変更の自由の保障を基礎に置いていることは明らかである、と主張する。

しかしながら、そこで述べられている「日本人が自己の志望により外国の国籍を取得した以上、既に日本人たることを欲しないのであるから、国籍非強制の原則（国籍自由の原則）上、これを依然として日本人として強制することは適当ではなく」との主張は、旧国籍法時代はともかく、現行国籍法下ではもはや通用しない議論である。被告も、法11条1項による「日本国籍の喪失は、国籍離脱（国籍法13条）のように直接日本国籍を離脱することに向けられた意思の効果ではなく、志望による外国国籍の取得によって自動的に生じる効果であると解される。」（答弁書37頁乃至38頁）と述べているように、法1

1条1項による日本国籍喪失の根拠を本人の国籍離脱の意思に求めることができないことは被告も認めるところである。

すなわち、自己の志望により外国の国籍を取得したからといって、その者そもそもはや日本人たることを欲しない、即ち日本国籍からの離脱を希望していると断定することができないことは明らかなのである。

(2) 被告準備書面(1) 22頁に対する反論

ア 原告らは、「法11条1項の「国籍変更の自由の保障」という立法目的が意味を有するのは、日本人が帰化を希望する外国の帰化制度が、帰化と同時に原国籍の離脱を要件とし（我が国国籍法5条1項5号に相当する要件）、かつ、帰化と同時の原国籍離脱が困難な場合に原国籍を離脱しないまま帰化を認める救済規定（同法5条2項と同等の内容の救済規定）を設けていない場合に限られる」（原告ら準備書面(3) 15頁以下）、「国籍変更の自由の保障と複数国籍防止とは全く無関係であり、両者を相互補完的に論じることは誤りである」（原告ら準備書面(3) 24頁以下）、と主張した。

イ これに対して被告は、「外国法が重国籍防止の規定を設けるかどうかは当該外国の立法政策に委ねられている以上、自己の志望により外国国籍を取得する者について日本国籍を喪失させて重国籍防止を図ることは合理性があるものである。」として、法11条1項の「国籍変更の自由の保障」という立法目的と、複数国籍防止という立法目的は相互に密接な関連がある、と反論する。

この被告の主張は、要するに、帰化を希望する相手国の国籍法が、帰化の際の複数国籍の発生を防止するための制度を設けているとは限らないから、日本側において複数国籍の発生を防止する法11条1項を設けておくことには意味がある、という趣旨と解される。

ウ しかしながら、被告は原告らの主張の理解を明らかに誤っている。原告らは、法11条1項における「複数国籍の防止」と（限定された範囲でのみ意味

がある）「国籍変更の自由の保障」という立法目的は、全く無関係であって、両者を関連づけて論ずる被告の主張は誤りである、と主張しているのである。

エ　具体的に述べるならば、まず、日本国籍を有する者が、帰化と同時に原国籍の離脱を要件とし、かつ帰化と同時の原国籍離脱が困難な場合に原国籍を離脱しないまま帰化を認める救済規定を設けていない国への帰化を希望する場合、複数国籍の防止は当該外国の帰化制度が担保しているのであり、しかも本人は当該国への帰化のために日本国籍を離脱しなければならないことを認識し、かつそれを希望しているのであるから、複数国籍を防止するために法11条1項を適用する必要はない。他方で、この場合には当該外国への帰化の成立と同時に自動的に日本国籍を喪失させる法11条1項があつてはじめてその者は当該外国への帰化を実現することができるのであるから、法11条1項はまさにその者にとって「国籍変更の自由」を実現するために不可欠の制度ということになる。このことは、例えば我が国の国籍法が複数国籍を広く肯定し、もはや法11条1項による複数国籍の発生防止を図る必要性がなくなったとしても、上記のような外国への帰化を成立させ、国籍変更の自由を保障するためには、適用対象を限定したうえで法11条1項と同様の効果をもたらす規定が必要であることからも理解することができよう。

オ　これに対し、上記のような制度を有しない国、すなわち帰化と同時に日本国籍を喪失しなくても帰化が認められる国への帰化を希望する日本国籍者については、その者が当該外国への帰化と同時に日本国籍の離脱を希望するならば（すなわち日本国籍から外国籍への変更を希望するならば）、その者は帰化成立後に法13条によって日本国籍を離脱すれば足りるのであり、法11条1項に「国籍変更の自由の保障」としての固有の役割は存在しない。またその者は自ら日本国籍の離脱を希望し、かつ法13条により離脱するのであるから、法11条1項によってその者の日本国籍を喪失させる必要もない。他方、同様の制度の国への帰化を希望する日本国籍者が、帰化後も日本国籍の保有を希望

しているが、日本法の立場としてこの複数国籍の発生を許さない場合には、法11条1項によってその者の複数国籍の発生を防止することになるが、この場面では当該本人は日本国籍を離脱すること（すなわち日本国籍から外国籍への変更）を希望していないのであり、この時の法11条1項の適用が「国籍変更の自由を保障するもの」と説明されることはあり得ない。

カ 上記を整理するならば、「国籍変更の自由の保障」とは、国籍変更（日本国籍を離脱し外国籍を取得すること）を希望する本人の希望を実現する方策に関するものであるのに対し、「複数国籍の発生防止」とは、国籍変更（外国籍を取得したときの日本国籍の離脱）を希望しない者について、その意思に反しても日本国籍を離脱（喪失）させることを内実とするものであり、両者はその機能する場面が全く異なっているのである。

キ 本件原告らについてみれば、原告らが帰化し、あるいは帰化をしようと考えている国の帰化制度は、いずれも帰化に際し原国籍の離脱を要件としておらず、したがって法11条1項の適用がなければこれらの国への帰化ができない、という関係はない。つまり、本件原告らに関しては法11条1項の「国籍変更の自由の保障」という立法目的は何らの効用も生じないのであり、単に「複数国籍防止」という立法目的による国籍剥奪の是非のみが問題となるのである。

ク このように、法11条1項について想定される適用場面において、「国籍変更の自由の保障」という立法目的と、「複数国籍の発生防止」という立法目的が、同時に機能する場面は存在しないのであり、これら二つの立法目的はそれぞれ別個の場面において機能を發揮するのであるから、これら2つの立法目的は相互に全く無関係であり、両者を関連づけて説明することは誤りである。

第4 「複数国籍の防止解消」の立法目的の具体的な内容（被告準備書面）

(1) 第3、2、(3)、イ（22頁乃至24頁）に対する反論）

1 立法目的の存在とその必要性の強弱

(1) 被告は、「人は必ず国籍を持ち、かつ、国籍は唯一であるべきであるという考え方方が国籍の本質から導かれる」と主張し（被告準備書面(1)22頁）、1984年改正までの国際法の動向や日本の国籍法制の沿革を引用しつつ、複数国籍の発生防止を「我が国の国籍法が立法目的の一つとして掲げることが憲法適合性を吟味するにおいて不合理であるとされる余地はない。」と主張する（同24頁）。

(2) 国籍法は、「複数国籍の防止解消」をその立法政策の一つとして採用している。そのことは、父母両系血統主義の採用など複数国籍を発生させる制度を導入しつつ、帰化における原国籍離脱要件（法5条1項5号）や外国籍の志望取得による日本国籍喪失制度（法11条1項）、国籍留保制度（法12条。但し適用範囲を拡大）を残すとともに、併せて国籍選択制度（法14条以下）を採用した1984年改正の内容から明らかである。

しかし、原告ら準備書面（1）で詳論したとおり、国籍法が採用する「複数国籍の防止解消」という立法政策は、決して複数国籍の絶対的な発生防止と完全な解消を追求する、というものではない。国籍法は、複数国籍の防止解消という目的は目的として掲げ、また上記の通りそのための一定の制度も備えつつ、厳格にその立法目的の達成を追求するのではなく、一定の範囲でこの目的達成に沿わないものの存在も肯定する、という緩やかな立法政策となっている。

国籍法が「複数国籍の防止解消」の徹底した実現を抑止する方針を採用する理由は、これと対立する利益の保護ないし実現を優先する政策を採用しているからである。そして、国籍法が本人の意思による国籍の選択を複数国籍解消の制度としていること、複数国籍の存続も本人の意思次第であること、選択催告

は本人の意思によらない制度であるために運用されていないこと、等に照らせば、この「対立する利益」とは、本人の意思による国籍の変動（変動しないことを含む）の保障、すなわち「国籍自由の原則の保障」であることは明らかである。

また、「複数国籍の防止解消」という立法政策が緩やかなものであることが許容される理由は、「複数国籍の防止解消」を厳密に達成すべき必要性（あるいは「複数国籍の防止解消」が達成されないことによる不利益）、即ち複数国籍による弊害が必ずしも現実的・具体的なものではないことにあるといえる。このことは、原告ら準備書面(1)16頁以下で述べ、また原告ら準備書面(9)において更に詳細に論じるとおりである。

2 国籍法が採用する複数国籍解消制度の具体的内容

(1) 改正前現行法は、旧法に存在した日本国籍の当然取得の制度（旧法5条、13条、15条）を全て廃止することによって、国籍取得における本人の意思を尊重するとともに複数国籍の発生を防止した。また、日本国籍取得の場面を生来的取得と帰化による取得に限定して、前者については父系優先血統主義を採用し、さらに外国で出生したことにより外国籍を取得した者の国籍留保制度を存続させる（改正前現行法9条）ことによって、出生による複数国籍の発生を抑止し、後者については原国籍離脱要件によって後発的な複数国籍の発生も防止した（改正前現行法4条1項5号）。さらに外国籍を志望取得した者の日本国籍を喪失させた（改正前現行法8条）。

その結果、改正前現行法制定時においては、複数国籍が発生するのは、日本人父の子が生地主義国で出生し国籍留保届をした場合と、日本人が外国籍を当然取得した場合に限られることになり、複数国籍の発生は可能な限り抑止されると考えられた（しかし、その後父母両系血統主義を採用する国が増加したことによって、生来的な複数国籍者が増大するという事態となった）。

(2) これに対し 1984（昭和 59）年の国籍法改正では、父母両系血統主義を採用して生来的な複数国籍の発生を（法 12 条による制約以外）ほぼ無制限とし、さらに認知による国籍取得（法 3 条 1 項）、国籍再取得（法 17 条 1 項）、原国籍の離脱が困難な者に対する原国籍離脱をしない状態での帰化の容認（法 5 条 2 項）など、新たに複数国籍者を発生させることとなる制度を創設した。その一方で、これらの複数国籍者に対しては、未成年のうちに複数国籍となつた者は 22 歳まで、20 歳を超えて複数国籍となつた者は複数国籍となってから 2 年以内に、国籍選択をすることを義務づけ（法 14 条 1 項）、その選択肢として、日本国籍の離脱、外国籍の選択、外国籍の離脱、日本国籍の選択宣言の 4 つを設けた。複数国籍者はこのいずれを選択することも自由であり、いずれの手段を探るかは完全に本人の意思に委ねられることとなつた。そして日本国籍の選択宣言を行つた者に対しては、（それだけでは複数国籍が解消されないため）外国籍の離脱に努めることを求める（法 16 条）ものの、それは法的義務とはせずに訓示規定とされ、本人の意思に委ねられることとなつた。他方、国籍選択を行わない者に対しては、これを促す選択催告制度（法 15 条）が設けられたが、催告に応じない場合は強制的に日本国籍を喪失させるというその効果が過度に強力であり、国籍の選択を本人の意思に委ねる法 14 条の趣旨に沿わないことから、日本政府の判断によりその運用は実施されないまま今日に至つている。

(3) このような国籍選択制度の立法目的が、「複数国籍の解消」とともに、「複数国籍者の国籍選択における本人の意思の尊重」という点にあることは明らかである。純粹に立法技術的な観点からいえば、国籍選択をすべき期限内に選択をしなかつた者に対しては（催告を待たず）自動的に日本国籍を喪失させるとか、日本国籍の選択宣言をした者のうち他方国籍の離脱が可能な者に対しては一定期間に離脱しなければ日本国籍を喪失させる（このような仕分けが可能であることは法 5 条 2 項の存在から明らかである）、などの方法により、国籍選

択を強制し、あるいは強制的に複数国籍を解消させることも可能である（例えば韓国国籍法 10 条 3 項は外国人が韓国籍を取得した場合の外国籍の離脱についてこのような制度を採用している（乙 7））。

実際にも、1984（昭和 59）年改正の際には、改正前現行法下で複数国籍となった者の複数国籍を解消する方法が本人の任意の離脱という手段しかないことが問題視され（甲 86・法制審議会国籍法部会第 1 回会議議事速記録 41 頁）、複数国籍者に対し一定の期間内に外国籍の離脱を要求し、離脱が可能なにそれをしない者に対しては日本国籍を喪失させる、という制度の導入の可否も検討するとしていた（甲 87・国籍法部会資料 VI 1 「国籍法改正に関する問題点」 16～17 頁）。しかしながら、結局 1984 年改正はこのように強制的な手段で日本国籍を喪失させることによって複数国籍を解消するという制度を採用しなかったものである。その理由が国籍の選択を強制するべきではない、という思想に基づくものであることは明らかであり、その結果複数国籍が解消されない事態の発生も許容していたことは明らかである。つまり、国籍法は、国籍選択における本人の意思の尊重、すなわち「国籍自由の原則の保障」を、複数国籍の解消の要請よりも優先度の高いものとして位置付け、その前提で制度を創設したものである。

なお、改正前現行国籍法においては、一旦発生した複数国籍は本人の任意による（日本国籍または外国籍の）離脱以外に解消の手段がなかった。これに対し、1984 年改正において父母両系血統主義を採用することにより複数国籍者の累積的な増大が予測されたことから、より積極的な複数国籍解消策を設けることの必要性が検討されたことが推測される。その結果、複数国籍解消の方法は国籍選択制度としてまとめられ、一見すると複数国籍解消の制度が拡大されたかのように見える。しかしながら、実際には法 14 条が規定するいずれの複数国籍解消の手段も本人の意思に基づくものであり、この点では改正前現行法と何ら変わることろはない。1984 年 4 月 17 日衆議院法務委員会におけ

る枇杷田政府委員の答弁においても、「父系血統主義をとることによって二重国籍が血統主義の抵触といいますか、そういうものによって起こることを防いだ、要するに予防といいますか発生の防止というところに力点が置かれたのが現行法でございます。ところが、改正法では父母両系血統主義を採用するということを基本にいたしました。したがいまして、その点では発生の防止という点では国籍唯一の原則が後退をしておるわけです。しかしながら、その反面、今度はある一定の年齢に達するときまでにそれを解消するという事後の解消策というものが新たに出てきたわけでございます。そういう面で解消策だけをごらんになりますと、あるいは国籍唯一の原則が強く強調されたというふうな印象を与えるかもしれませんけれども、発生防止の父系血統主義をやめたということと総合的に考えますと、むしろどちらかといいますと現行法よりは二重国籍の解消全体が強まったということはないのではないかというのが私どもの感想でございます。」と述べている（甲88・1984（昭和59）年4月17日衆議院法務委員会議事録2頁第1～2段）。これは、一方で法改正によって国籍に対する個人の自由度を高めながら、他方で強制的に日本国籍を喪失させる事態を増大させることに対する抵抗感があったものと推測される。

そして、1984年4月13日衆議院法務委員会において、同じ枇杷田政府委員は、「何が何でも一つのものにしてしまおうということではなくて、御当人の意思をも尊重しながら、なるべく国籍唯一の原則が全うできるような具体的な方策を今度の改正法案におきましても、原則は父母両系主義をとりまして、その次に国籍唯一の原則を置いて、そしてできるだけ国籍唯一の原則が全うできるような具体的な方策を選んで法案にまとめたというつもりでおります。」と答弁しており（甲89・1984年4月13日衆議院法務委員会議事録14頁第4段）、本人の意思に基づいて複数国籍の解消を進めることが改正国籍法の方針であり意図するところであることを明言しているのである。

3 ストラスブル条約について

(1) 被告は、複数国籍が解消される必要があるという考え方が国際法的に承認されたとする根拠として、国籍法抵触条約のほか、1963年の「複数国籍事例の削減と複数国籍事例における兵役義務とに関する条約」（被告による呼称は「重国籍の減少及び重国籍者の兵役に関する条約」（乙第24号証の1及び2）。以下、後出の甲92号証中の呼称を用い「ストラスブル条約」という。）を挙げる（被告準備書面（1）第3・2（3）イ（ア）（23頁））。

(2) しかし、このストラスブル条約が複数国籍の回避・解消を徹底するものでないことは、永田論文（甲27（102頁））が指摘するとおりである。また、仮に同条約は複数国籍の回避・解消を目指していると解するとしても、同条約の批准国はヨーロッパ評議会加盟47カ国のうち12カ国（ヨーロッパ国籍条約発効前段階の数。その後、スウェーデンが第2章のみを批准し、現在の批准国は13カ国）にとどまっており、その内容が国際的に承認された考え方を示すとは言いたい。しかも、同条約批准国のうちイギリス、アイルランド、スペインの3カ国は、兵役義務に関する第2章のみを批准し、複数国籍削減に関する第1章は批准していない。また、第1章を批准したドイツとイタリアは、批准に際して、複数国籍の防止解消を徹底しないこととなる留保を行なっている（甲90の1、甲90の2）。同じく第1章を批准したフランスは、実際には、新しくフランス国籍を取得する人々に対して、以前からの国籍を保有したままフランス国籍を取得することを認めてきた（パトリック・ヴェイユ、甲93（373頁～374頁））。

このように、同条約の批准状況と参加国の法運用の実態を見れば、批准12カ国中6カ国が複数国籍の削減を徹底する意思はなかったのであり、同条約が被告主張の根拠となるようなものでないことは明らかである。（なお、同条約第1章の上記批准状況はヨーロッパ国籍条約成立前のものである。同条約成立後は第1章を脱退する国が続出した。）

(3) なお、このストラスブル条約第1条は1993年に改正され、被告が「同条約においても重国籍の回避と言うことが念頭に置かれている」として指摘する第1条に、一定の範囲で複数国籍の発生を締約国に認める内容の5項乃至7項が追加された（甲92・「国籍の任意取得による重国籍—特にイスラエル法とストラスブル条約について—」国友明彦・国際法外交雑誌93巻5号。改正により追加された第1条第5項乃至第7項は26頁乃至27頁に掲載。なお乙24にはこれらの条項は記載されておらず、被告は1993年改正以前の条約を証拠として提出したものと推測される）。

この改正は移民の受け入れ国への統合を促進することを目的として行われたものとされ、改正作業を始めた理由として、移民とその子にとって、新たな国籍取得のために原国籍からの離脱を要件とすることは、居住地国の国籍を取得しようとする意欲をそぐものとなっていること、同条約の存在にもかかわらず複数国籍者は増加しており、複数国籍発生の防止はごく部分的にしか達成されていないこと、二重のアイデンティティーを持つことは当然であること、移住先国に定住する外国人でもいつの日か祖国に帰ってそこに住む可能性を放棄することを望まないこと、複数国籍から発生するとてきた問題は、実際上は、過去にいわれていたほど深刻ではないと考えられること、等が挙げられている（甲92（22頁～25頁））。

このように、同条約第1条は、複数国籍に対する懸念を払拭し、締約国が帰化によっても原国籍を失わない制度を設けることを正式に認めたものである。

さらに1997年、ヨーロッパ評議会が採択したヨーロッパ国籍条約は、その15条で、複数国籍に関して中立の立場を表明し、「a　外国国籍を取得し又は保有する自国民が、その国籍を保持するか、又は喪失するか。b　その国籍の取得又は保持が外国国籍の離脱又は喪失を要件とするか否か」について加盟国が自由に決定できることとした（近藤敦・甲93（12頁））。

ストラスブル条約がたどった歴史は、まさに複数国籍を解消すべきであるという考え方方が国際法的に承認されたものではなかったことを物語っている。

4 国籍法抵触条約について（原告ら準備書面（1）参照）

また、被告が同条約と併せて挙げる国籍法抵触条約は、複数国籍の発生を肯定したうえで、複数国籍の弊害を可能な範囲で除去しようとするものに過ぎず（原告ら準備書面（1）第1・3（2）イ乃至ウ（11～14頁））、被告主張の根拠にはならない。

これに関して、被告は、国籍法抵触条約6条について、「「自己ノ意思ノ表明ナクシテ獲得シタル二個ノ國籍ヲ有スル個人ハ放棄セントスル國籍國ノ許可ヲ得テ其ノーフ放棄スルコトヲ得ベシ」と規定しているが、その基礎案においては「自己ノ意思ノ表明ナクシテ獲得シタル」という字句は存在していなかった。これは、国籍の放棄の意思表示をすることができる二重国籍者については、自己志望による（帰化による）二重国籍の場合を除くことを明確にすることを意味するものであり、同条約が重国籍の回避を念頭に置いていることからすれば、外国立法例が、外国への帰化をもって直接国籍喪失原因と認めるものが大多数を占めていたことを前提とするものといえる（乙第18号証57ページ、乙第25号証30ページ）」と主張する（被告準備書面（1）第3・2（3）イ（ア）（23頁））。

しかし、条約編纂会議での議論を追えば、「外国立法例が、外国への帰化をもって直接国籍喪失原因と認めるものが大多数を占めていたことを前提とするものといえる」との被告の結論が非論理的であることがわかる。

同条約起草過程では、外国への帰化をもって直接国籍喪失原因とすべしとする基礎案が示されたが、最も議論が紛糾し、結果、採用されずに終わり、「無国籍に関する特別議定書」中の希望条項第五とされるにとどまった（甲36（315頁～316頁）、甲94（271頁～274頁））。

外国への帰化をもって直接国籍喪失原因とすべしとする基礎案が葬られたというこの経緯を踏まえて同条約6条を見れば、「二個ノ國籍ヲ有スル個人ハ放棄セントスル國籍國ノ許可ヲ得テ其ノーッ放棄スルコトヲ得ベシ」とする原案に「自己ノ意思ノ表明ナクシテ獲得シタル」という字句が挿入され、「自己ノ意思ノ表明ナクシテ獲得シタル二個ノ國籍ヲ有スル個人ハ放棄セントスル國籍國ノ許可ヲ得テ其ノーッ放棄スルコトヲ得ベシ」となったのは、あらゆる場合について国籍自由の原則を徹底するために原案を支持する米国の主張を、自己の意思の表明を経て外国籍を取得し複数国籍になった場合（より具体的には、外国への帰化で複数国籍となった場合）における原国籍の扱いについて条約化することを望まないイタリアなど移民送り出し国側の主張が、押し返し、同条の規定する場面を制限するに至ったものであることが、わかる。

このような経緯を踏まえると、「外国立法例が、外国への帰化をもって直接国籍喪失原因と認めるものが大多数を占めていた」などと見るのは困難である。むしろ、外国への帰化をもって直接国籍喪失原因と認めない国々が、法典編纂会議で自己の法制を否定する大国米国の案を廃案に追い込むほどの多数を占めていたことの結果と見るのが自然である。

以上